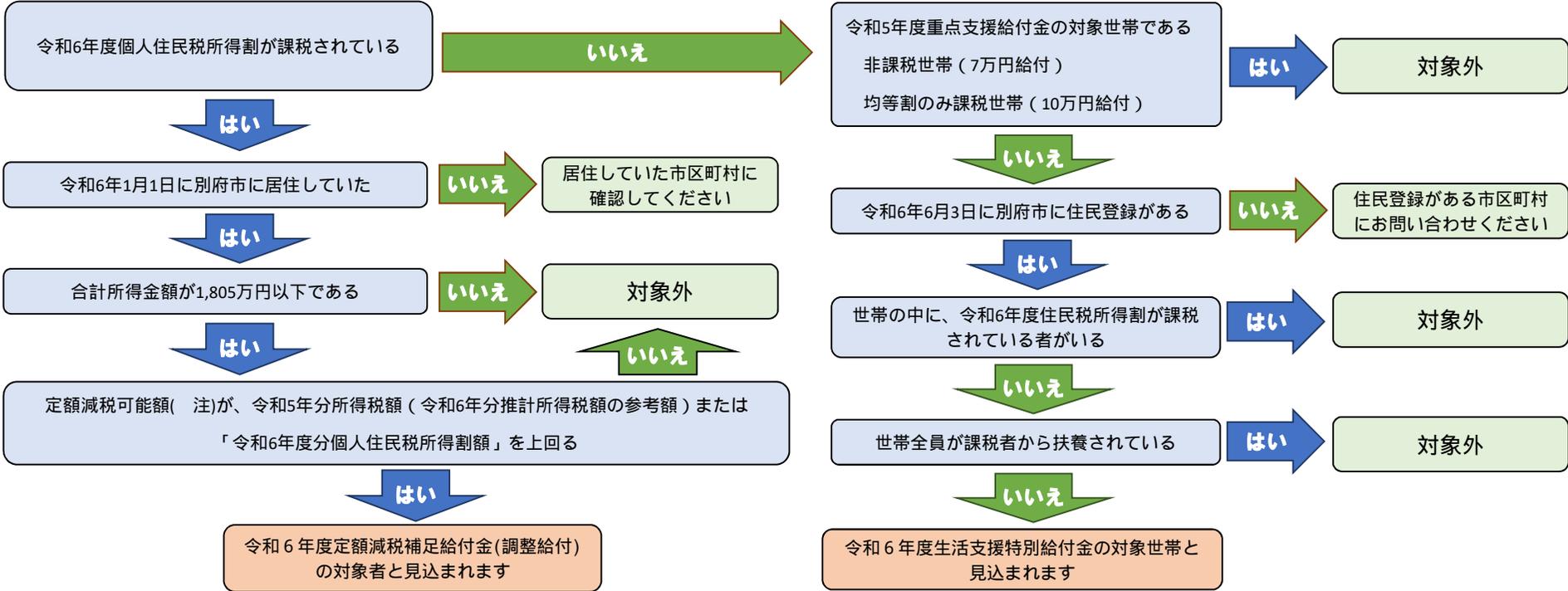


どの制度に該当するかわからない方への確認フローチャート

チャートは一般的な事例を想定しています。詳細は各ページをご覧ください。



注 定額減税可能額とは、令和5年中の扶養人数等をもとに算出した額です。
詳細は「令和6年度 定額減税補足給付金(調整給付)」のページでご確認ください。